

## 市第32号議案 横浜市手数料条例の一部改正について

### 1 趣旨

令和2年6月のマンション管理適正化法の改正により、適切な管理計画を有するマンションを地方公共団体が認定する「管理計画認定制度」が創設されました。

これに伴い、認定手続きに係る手数料の項目を新設するため、横浜市手数料条例を一部改正します。

### 2 管理計画認定制度の概要

管理適正化推進計画を策定した地方公共団体は、マンション管理組合が作成する管理計画が所定の基準を満たす場合に、そのマンションを認定することができます。(本市では令和4年4月に横浜市マンション管理適正化推進計画を策定しています。)

認定を受けることで、区分所有者のマンション管理への意識の高まりや、適正に管理されているマンションとして売買時等に市場において評価されることなどが期待されます。また、管理組合が住宅金融支援機構の共用部分リフォーム融資を利用する際、金利の引下げを受けられるなどの利点があります。

### 3 条例改正の概要

国から目安として示されている審査・事務手続きに要する時間を踏まえ、手数料を設定します。

#### (1) 新規・更新 ((公財) マンション管理センターでの事前確認を経ての申請)

事務手数料	加算手数料 (注1)	【参考】(公財) マンション管理センターへの審査手数料等 (横浜市手数料条例の対象外)
3,900 円	1,700 円	

#### (2) 変更 (横浜市へ直接申請)

変更内容	審査・事務手数料	加算手数料 (注1)
長期修繕計画	9,400 円	5,000 円
管理規約	3,900 円	2,700 円
長期修繕計画・管理規約以外	1,900 円	900 円

(注1) 認定申請に含まれる長期修繕計画等の数に応じて手数料を加算  
(団地型のマンション等で棟が複数あり、長期修繕計画等が複数ある場合 等)

(注2) マンション管理センターがマンション管理士に依頼し事前確認を実施  
事前確認の内容：長期修繕計画、管理規約、管理組合の経理 等

### 4 今後の予定

令和4年11月1日 改正手数料条例施行、管理計画認定制度運用開始

#### 【参考】新規・更新に係る認定の手続きの流れ (注2)

